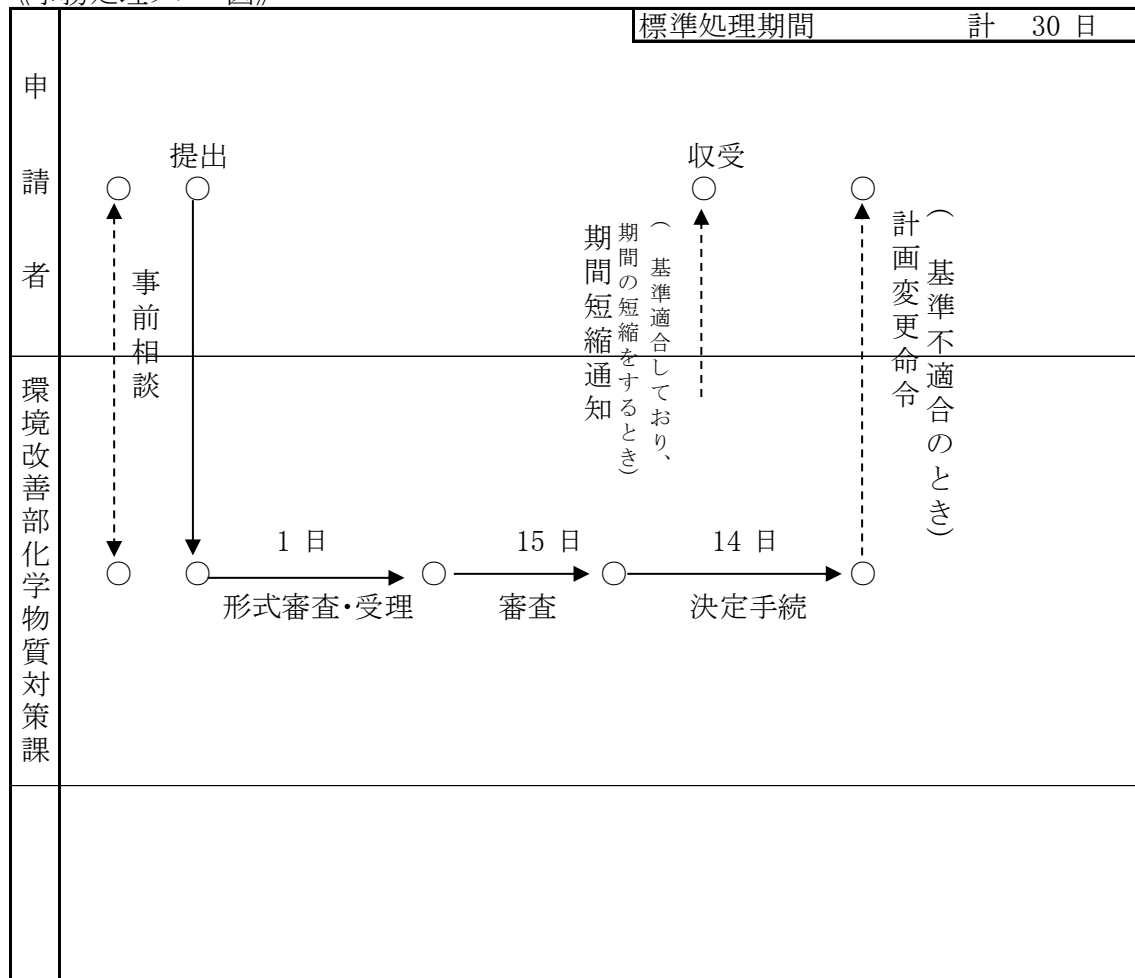


# 事務処理フロー図

事務名 汚染除去等計画の提出

作成部署 多摩環境事務所環境改善課土壌汚染対策担当 電話042-523-3517

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	計画の提出にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	計画の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	審査	計画の内容について、土壌汚染対策法施行規則36条の2及び第36条の3に基づき審査します。
4	決定手続	計画の内容が法に適合している場合は、決定します。 また、土壌汚染対策法第7条第5項に基づき、第7条第4項の期間(30日)の短縮をする場合、その旨を通知します。
備考		届出内容が土壌汚染対策法施行規則第39条から第41条の実施措置に係る技術的基準に適合していないと認める場合には、計画変更命令を発出する場合があります。



—